

### 第3期医療費適正化計画 進捗状況の調査・分析様式

#### 1. 目標に関する評価

##### (1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

##### ① 特定健康診査の実施率に関する数値目標

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
48.3%	50.1%	51.2%	49.7%	52.5%	(R6.1頃判明)	
目標達成に必要な数値	55%	58%	61%	64%	67%	70%以上
第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県ホームページやマツダスタジアムのアストロビジョンなどで特定健康診査の受診勧奨を行った。</li> <li>・ 協会けんぽ加入事業所への個別訪問により生活習慣病予防健診（特定健診及びがん検診を含む）の受診勧奨を実施した。</li> <li>・ AI（人工知能）を活用した特定健康診査の受診勧奨に一定の効果があることから、市町へ実施を推奨し、21市町国保で実施した。</li> <li>・ 市町国保等の医療保険者では、土・日健診やレディース健診（女性のみを対象）、がん検診との同時実施や商業施設での健診などの取組を実施した。</li> <li>・ 県保険者協議会では、特定健康診査に関する人材育成研修や特定健康診査受診強化期間キャンペーンなどを実施し、市町国保等の医療保険者においても、強化期間内に普及啓発活動を実施した。</li> <li>・ 全市町国保における特定健康診査の自己負担の無料化や健診項目の追加実施のほか、受診勧奨やICTを活用した特定健康診査の申込受付システムの導入を通じた利便性向上等の取組を実施した。</li> </ul>					
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各医療保険者において、実施率向上のため、制度の周知や実施体制の強化等、様々な取組を実施されているが、全体としては微増に留まっており、引き続き取組を強化していく必要がある。</li> </ul>					

第4期に向けた 改善点	・普及啓発活動やA I（人工知能）を活用した特定健康診査の受診勧奨などに取り組んでいくこととともに、新たな取り組みについて検討していく。
----------------	--

出典：厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ」

② 特定保健指導の実施率に関する数値目標

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
21.4%	25.6%	24.0%	23.7%	25.2%	(R6.1頃判明)	
目標達成に必要な数値	28.5%	31.8%	35.1%	38.4%	41.7%	45%以上
第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県ホームページなどで特定保健指導の制度を周知した。</li> <li>・ 特定健康診査受診当日に特定保健指導の初回面接を行うことは、健康意識が高まっている時に受診者に働きかけることができ、受診者にも利便性がよいため、県医師会等関係機関と連携し、実施医療機関向け説明資料に掲載・推奨した。</li> <li>・ 県保険者協議会では、特定保健指導に関する人材育成研究を実施した。</li> <li>・ 全市町国保における、特定保健指導の自己負担の無料化や健診項目の追加実施のほか、利用勧奨の取組を実施</li> </ul>					
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普及啓発等に取り組んでいるが、特定保健指導実施率はほぼ横ばい状態であり、目標達成には更なる取組の充実が必要である。</li> </ul>					
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普及啓発活動や特定健康診査受診当日の初回面接実施の普及などに取り組んでいくとともに、職域を通じた働きかけなど、新たな取り組みについて検討していく。</li> </ul>					

出典：厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ」

③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
9.5%減少 (H20(2008)年度比)	8.8%減少 (H20(2008)年度比)	9.2%減少 (H20(2008)年度比)	7.9%減少 (H20(2008)年度比)	11.3% (H20(2008)年度比)	(R6.1頃判明)	
目標達成に必要な数値	5.9%減少 (H20(2008)年度比)	9.7%減少 (H20(2008)年度比)	13.5%減少 (H20(2008)年度比)	17.3%減少 (H20(2008)年度比)	21.1%減少 (H20(2008)年度比)	25%減少 (H20(2008)年度比)
第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県ホームページやマツダスタジアムのアストロビジョンなどで特定健康診査の受診勧奨を行うとともに、県ホームページなどで特定保健指導の制度を周知した。</li> <li>・AI(人工知能)を活用した特定健康診査の受診勧奨に一定の効果があることから、市町へ実施を推奨し、21市町国保で実施した。</li> <li>・特定健康診査受診当日に特定保健指導の初回面接を行うことは、健康意識が高まっている時に受診者に働きかけることができ、受診者にも利便性がよいため、県医師会等関係機関と連携し、実施医療機関向け説明資料に掲載・推奨した。</li> <li>・県保険者協議会では、特定健康診査・特定保健指導に関する人材育成研修や特定健康診査受診強化期間キャンペーンなどを実施し、市町国保等の医療保険者においても、強化期間内に普及啓発活動を実施した。</li> </ul>					
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20(2008)年度と比べると減少しているものの、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群(特定保健指導対象者)は増加傾向にあり、目標達成には更なる取組の充実が必要である。</li> </ul>					
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者を早期に発見し、生活習慣の改善につなげるため、引き続き、特定健康診査・特定保健指導の取組の充実を図っていく。</li> </ul>					

出典：厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ」

④ たばこ対策に関する目標

第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康増進法に規定する受動喫煙防止対策等について、県内施設の実態を把握</li> <li>・一般県民に向けての周知を図るため、研修会を実施</li> <li>・禁煙したい人のサポート情報を、県公式ホームページで紹介</li> <li>・「世界禁煙デー」を含む「禁煙週間」中における啓発</li> <li>・母子手帳交付時に妊婦の喫煙率を把握・指導</li> </ul>
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度の喫煙率（インターネット調査による暫定値）は男性23.9%、女性7.8%とH29より増加しており、県民一人ひとりの禁煙・減煙に向けた行動について引き続き支援する必要がある。</li> </ul>
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・禁煙を希望する者への禁煙支援、受動喫煙防止対策の徹底、喫煙による健康被害について、あらゆる機会・媒体を通じて普及啓発を推進していく。</li> <li>・健康増進法やがん対策推進条例に基づく、指導・助言・立入検査を徹底していく。</li> </ul>

⑤ 予防接種に関する目標

第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチンに関する会議の中で、県内の間違い接種発生状況や、HPV ワクチン等の注目されるワクチンについて市町・関係機関へ情報提供</li> </ul>
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期接種ワクチン及びコロナワクチンどちらも間違い接種が多数生じているため、間違い接種防止の周知が必要である。</li> </ul>
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・間違い接種を減少させる効果的な周知方法の実施</li> </ul>

⑥ 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標

第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県ホームページ、ラジオ広報番組等による特定健康診査・特定保健指導の制度周知や受診勧奨の実施</li><li>・ マツダアストロビジョンを活用した糖尿病対策に関する市民公開講座の広報</li><li>・ 県内市町の糖尿病対策担当者会議を開催し、国民健康保険団体連合会の一括契約による市町の糖尿病性腎症重症化予防事業の取組の支援</li></ul>
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 脳血管疾患、心血管疾患及び糖尿病等は、生活習慣を改善することで進行を抑えられる可能性があるため、生活習慣の改善の重要性について普及啓発が必要である。</li></ul>
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 生活習慣の改善や特定健診の重要性が十分に理解されておらず特定健診実施率が伸び悩んでいるため、引き続き普及啓発や特定健康診査の取組の充実を図っていく。</li></ul>

⑦ その他予防・健康づくりの推進に関する目標

【がん検診の受診率】

目標：令和4（2022）年度時点で胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんの全ての部位で検診受診率50%以上（3年毎に実施の国民生活基礎調査により測定）

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
胃：40.5% 肺：42.1% 大腸：38.8% 子宮：40.2% 乳：40.3%	—	胃：41.3% 肺：45.9% 大腸：41.0% 子宮：43.6% 乳：43.9%	—	—	(R5.7頃判明)	—
目標達成に必要な数値	—	50%	—	—	50%	—
第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会けんぽ加入事業所等への個別訪問によるがん検診実施の働きかけ</li> <li>・「広島県がん検診サポート薬剤師」を活用した従業員向け出前講座</li> <li>・がん検診啓発特使の肖像を活用した協会けんぽ被扶養者への再勧奨</li> <li>・離職等により被用者保険から国民健康保険に切り替わる等のライフイベントを狙ったがん検診の受診勧奨</li> <li>・市町が実施する勧奨・再勧奨への支援(研修会を通じた好事例の横展開等)</li> </ul>					
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん検診の受診者は新型コロナウイルスの影響による落ち込みから回復しつつあるが、受診率は依然として40%台と伸び悩んでおり、受診率向上に向け引き続き取り組む必要がある。</li> </ul>					
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会けんぽ加入事業所等への個別訪問によるがん検診受診の働きかけの継続に加えて、「広島県がん検診サポート薬剤師」を活用した従業員向け出前講座実施回数を拡充するなど、職域におけるがん検診の受診勧奨を強化していく。</li> <li>・退職や成人といったライフイベントの機会を捉えたがん検診の受診勧奨を行っていく。</li> </ul>					

【市町が実施するがん検診の受診者数】

目標：令和4（2022）年度時点で市町が実施するがん検診の受診者数が平成28（2016）年度と比べて胃がんで5割、肺がんで4割、大腸がんで5割、子宮がんで3割、乳がんで3割増加

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
胃：53、899 肺：78、394 大腸：86、942 子宮：151、279 乳：89、611	胃：58、586 肺：73、900 大腸：80、184 子宮：132、233 乳：79、250	胃：56、798 肺：69、352 大腸：75、057 子宮：131、495 乳：77、235	胃：50、657 肺：56、909 大腸：62、601 子宮：125、682 乳：71、009	胃：46、505 肺：59、621 大腸：64、450 子宮：119、443 乳：66、509	(R6.3 頃判明)	(R7.3 頃判明)
目標達成に 必要な数値	胃：61、000 肺：85、000 大腸：101、000 子宮：161、000 乳：96、000	胃：65、000 肺：89、000 大腸：109、000 子宮：167、000 乳：100、000	胃：70、000 肺：96、000 大腸：116、000 子宮：177、000 乳：105、000	胃：75、000 肺：103、000 大腸：123、000 子宮：187、000 乳：111、000	胃：80、000 肺：109、000 大腸：130、000 子宮：197、000 乳：116、000	胃：80、000 肺：109、000 大腸：130、000 子宮：197、000 乳：116、000
第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん検診啓発特使の肖像を活用した協会けんぽ被扶養者への再勧奨</li> <li>・市町が実施する勧奨・再勧奨への支援(研修会を通じた好事例の横展開等)</li> <li>・離職等により被用者保険から国民健康保険に切り替わる等のライフイベントを狙ったがん検診の受診勧奨</li> <li>・がん検診の具体的な受診方法を案内する「がん検診予約サポートサイト」の開設</li> </ul>					
第4期に向けた 課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の実施するがん検診受診勧奨キャンペーンの認知度は8割近いものの、がん検診受診者数は目標値に達しておらず、実際の受診行動を促せていない。</li> </ul>					
第4期に向けた 改善点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会けんぽ被扶養者への再勧奨に参加する市町を拡充していくとともに、市町担当者向け研修会等の機会を捉え、SIB事業で実施したナッジ理論に基づく勧奨等の各市町における好事例を横展開していく。</li> <li>・退職や成人といったライフイベントの機会を捉えたがん検診の受診勧奨を行っていく。</li> </ul>					



【ウイルス性肝炎の予防と治療】

第3期の取組	・ウイルス性肝炎の予防と治療の結果、肝炎の重症化予防を図り、肝がんのリスク低減につなげることができた。
第4期に向けた課題	・広島県の肝がんによる75歳未満年齢調整死亡率は全国平均を上回るいきおいで減少してきているが、依然として全国平均より高い値となっている。
第4期に向けた改善点	・令和5年3月に策定した「第4次広島県肝炎対策計画」において、全体目標を「令和8（2026）年までに、肝がんによる75歳未満年齢調整死亡率を全国平均以下まで低減」を目指し、更なる肝炎対策を推進する。

【歯と口腔の健康づくり】

第3期の取組	・各ライフステージに応じた歯周病対策を推進するため、歯科医療従事者等を対象とした研修会や在宅歯科診療設備に対する補助金、歯科保健普及啓発資材の作成などを実施した。
第4期に向けた課題	・歯科計画で重点取組としている成人期の歯周病対策について、40代50代の進行した歯周炎を有する人が増加（R4広島県歯科保健実態調査）していることから、引き続きライフステージを通じた取り組みを行う必要がある。
第4期に向けた改善点	・青壮年期の歯周病対策について、保険者や市町と連携し、定期歯科健診の受診環境の整備や、正しい口腔ケア方法等の実践を支援する歯科保健指導に取り組む。

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

① 後発医薬品の使用促進に関する数値目標

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
※1 67.8%	73.4%	76.7%	79.2%	80.1%	(R5.9月頃判明)	
※2 (参考)	(73.3%)	(76.2%)	(78.0%)	(78.1%)	(R6.3月頃判明)	
目標達成に必要な数値	70.9%	74.0%	77.0%	80%以上		
第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や年齢階級による後発医薬品の使用割合の差等を分析するため、平成30年度に「ジェネリックカルテ分析事業」を行い、その結果を基に令和元年度「レセプト分析・通知事業」を実施した。また、「ジェネリックカルテ分析事業」の更新・拡充事業として、令和4年度に「レセプト分析事業」を行った。</li> <li>・「広島県後発医薬品使用促進プログラム」に基づき、主に広島県医師会、広島県薬剤師会と連携し、セミナー開催により好事例の横展開や使用促進ツール(使用促進ハンドブック)の作成・配布等により、普及啓発に取り組んだ。</li> <li>・自己負担差額通知について、令和3年度からは全ての市町国保において、通知回数を統一の上実施。</li> <li>・生活保護の医療扶助における後発医薬品の使用促進については、福祉事務所から被保護者や医療機関へ説明、使用割合の水準が80.0%未満の場合に促進計画の策定と公表を行っている。</li> </ul>					
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年9月に後発医薬品使用割合を80%以上とする目標は達成できなかったが、令和3年11月より80%以上を達成継続中である(直近:令和5年1月時点、82.0%(出典:厚生労働省「調剤医療費の動向」))。</li> <li>・本県の後発医薬品使用割合は全国40位(※令和5年1月時点)と低位であり、使用割合の更なる向上のためには、より地域差や年齢差等に基づくターゲットに絞った働きかけが課題である。</li> <li>・国の後発医薬品品質確保対策への参加、県内基幹病院の採用後発医薬品リストを更新し、薬局等に共有できるようにしており、継続する必要がある。</li> </ul>					

第4期に向けた 改善点	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 詳細分析に基づくターゲットに絞った働きかけ</li><li>・ 後発医薬品の使用促進について、新たに期待される手法（フォーミュラリなど）の活用</li><li>・ 後発医薬品の使用促進について、新たに期待される分野（バイオ後発品など）に対する取組</li><li>・ 引き続き、国の後発医薬品品質確保対策へ参加し、県内基幹病院の採用後発医薬品リストの更新を行うとともに、県のホームページ等で公表する。</li></ul>
----------------	--

出典（※1）： 厚生労働省「調剤医療費の動向」

出典（※2）： 厚生労働省「NDBデータセット」

② 医薬品の適正使用の推進に関する目標

【医薬品の適正使用の推進・重複・頻回受診者に対する保健指導の促進】

第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かかりつけ薬剤師・薬局等の普及の推進の取組を実施。</li> <li>・市町国保において、レセプト情報等を活用した重複・頻回受診者に対する訪問指導等の取組を実施</li> </ul>
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品の適正使用の推進のため、かかりつけ薬剤師・薬局等の啓発を継続する必要がある。</li> <li>重複投与等に有効な電子処方箋制度が令和5年1月から開始される。</li> </ul>
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント等を活用し、引き続き、医薬品の適正使用の普及・啓発を図る。</li> <li>国による電子処方箋の普及推進の状況を広報する。</li> </ul>

【レセプト点検の充実】

第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レセプト点検員研修会の実施（年3回）</li> <li>・レセプト点検業務の直営実施保険者に対する定例指導及び特別指導</li> <li>・国保保険者に対するレセプト点検業務に係る集団指導</li> <li>・国保連合会へのレセプト点検相談窓口の設置委託</li> <li>・市町国保において、保険給付の適正な実施に向けて、広島県国民健康保険団体連合会への委託実施等により、レセプト点検業務を実施</li> </ul>
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柔道整復施術療養費、あはき施術療養費の支給申請書に係る点検体制の整備</li> <li>・県内他市町へ移転した被保険者の縦覧点検・横覧点検を可能とする点検システムの構築・整備</li> <li>・診療報酬明細書、調剤報酬明細書、介護給付費明細書、療養費支給申請書の突合点検の体制整備</li> </ul>
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2024年秋の健康保険証廃止を踏まえた被保険者番号の新旧紐付け、点検体制の構築・整備</li> <li>・療養費支給申請書の電子媒体化等、国の動向を踏まえた効率的な点検体制の確立・整備</li> </ul>

【医療情報の有効活用の推進】

第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域ごとにHM ネットで連携した面的な広がりを作ることを目的とし、日常的な紹介・逆紹介関係のある医療機関にセットで参加するよう働きかけた。</li><li>・薬務課及び広島県薬剤師会との連携、協力のもと、健康サポート薬局等の取組み事業と連動させることで、薬局の加入を促進した。</li></ul>
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・HM ネット（電子おくすり手帳）について、地域を絞った集中的な加入促進やモデル事業等の展開により活用は進んできているが、参加医療機関や利用者の更なる普及拡大が必要である。</li></ul>
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none"><li>・HM ネット利用者の増加を図るため、開示病院等に入院している患者が退院時に同院からHM ネットの加入を働きかけられる等の取組を推進する。</li><li>・参加医療機関の増加を図るため、地域を絞った集中的な加入促進と伴走型支援を行う。</li></ul>

③ その他の医療の効率的な提供の推進に関する目標

【主要な疾病の医療連携体制】

<p>第3期の取組</p>	<p>[がん対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加希望施設に対して、要件の充足状況を調査し、情報を集約し、HP上で公表</li> </ul> <p>[脳卒中]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内共通版地域連携パスの普及に向け、HMネットも活用し、パスデータ分析に向けたデータ収集を開始</li> </ul> <p>[精神疾患対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県地域保健対策協議会精神疾患専門委員会を通じて、統合失調症や依存症等に係る治療の実態把握、課題分析を行い、施策の方向性を検討</li> <li>・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進を図るため、各二次保健医療圏域において関係団体等による協議会を開催し、地域課題の抽出や解決策の検討及び課題解決に向けた研修会等を開催</li> </ul>
<p>第4期に向けた課題</p>	<p>[がん対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん医療ネットワークの運用状況等について検証を行い、地域の実状に応じた医療提供体制の構築を図る必要がある。</li> </ul> <p>[脳卒中]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パスの利用率が低い維持期の医療機関や介護サービス事業所に対し、パスの活用促進を図り、医療介護連携体制を構築していく必要がある。</li> </ul> <p>[精神疾患対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体合併症患者への救急医療提供等については、連携拠点機能が十分とはいえない。 二次保健医療圏域では協議会を中心に支援体制の構築に取り組んできたが、市町単位での取組が進んでいない。</li> </ul>
<p>第4期に向けた改善点</p>	<p>[がん対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民が医療機関を探す一助となるよう、引き続きがん医療ネットワークの普及啓発に努めるとともに、地域の実状に応じた医療提供体制の構築が図られるよう、定期的な調査の実施及び情報の更新を行う。</li> </ul> <p>[精神疾患対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な精神疾患等ごとの拠点機能や医療連携体制の更なる充実・強化</li> </ul>

- ・重層的な連携による支援体制の構築。

【地域医療構想に基づく取組】

第3期の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療介護総合確保基金を活用し、不足する回復期病床への転換、病床の縮小、複数医療機関の再編などを行う医療機関に対し、補助を実施した。</li> <li>・構想区域（二次保健医療圏）ごとに設置する「地域医療構想調整会議」及び県単位の地域医療構想調整会議を開催し、各地域の実情に応じた地域医療構想の実現に向けた協議を実施した。</li> <li>・地域医療構想の最終年度である令和7年度に向けて、医療機関の医療機能、病床数、他医療機関との役割分担等、新興感染症の感染拡大時の対応、建物の建替え、高額機器の購入、働き方改革を見据えた人材確保の見直しなどについて、ヒアリングを実施した。</li> </ul>
第4期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各圏域における病床機能の現状把握や地域の実情、ニーズを分析し、適切な医療・介護サービスの提供の実現を図る必要がある。</li> <li>・ヒアリング結果を踏まえた、地域医療構想に係る各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを実施する必要がある。</li> <li>・2025年以降についても、今後、高齢者人口がピークを迎えて減少に転ずる2040年頃を視野に入れつつ、新型コロナウイルス禍で顕在化した課題を含め、新たな地域医療構想を策定する必要がある。</li> </ul>
第4期に向けた改善点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての医療機関で対応方針の策定や検証・見直しを通じ、地域での役割分担・連携の取組を行う。</li> <li>・国の動向を踏まえつつ、在宅医療等を対象に取り込んだ地域医療構想を策定する。</li> </ul>

【地域包括ケアシステムの強化】

<p>第3期の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターのケアマネジメント機能の強化、介護予防の推進、地域住民など多様な主体が提供する生活支援サービス等の充実、専門職や住民の意識啓発など、地域の実情に応じた市町の取組について、研修やアドバイザー派遣等とおし支援を実施した。</li> <li>・自立支援型の地域ケア会議の立ち上げ支援を行うため、市町、地域包括支援センター職員等に対し、研修を実施し、併せてリハビリテーション等の専門職の派遣を行った。</li> </ul>
<p>第4期に向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・125全ての日常生活圏域で地域包括ケアシステムを構築し、一定の質の向上が図られたが、課題解消に向け引き続き取組が必要であり、個別事業の支援では、地域全体のアセスメントに基づいた地域課題が見えづらい等の課題を把握したため、今後、市町が地域の特性や強みを生かし主体的に取り組んでいけるよう、事業の枠組みを超えた総合的な支援体制の構築が必要。</li> </ul>
<p>第4期に向けた改善点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の課題を踏まえ、「地域まるごと」の支援を行うため、事業の枠組みを超え、地域の課題に柔軟に対応できる伴走型の支援を実施していく。</li> </ul>



【在宅医療提供体制の構築の推進】

<p>第3期の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療に係る医療機能調査及び退院調整等状況調査を実施し、在宅医療に関する状況把握を行った。</li> <li>・ACP普及推進員フォローアップ研修を実施し、ACP普及推進員の質の向上を行った。</li> <li>・歯科医療従事者等を対象とした人材育成研修や在宅歯科診療設備に対する補助などを実施した。</li> <li>・市町に対し、各日常生活圏域における訪問看護サービスの提供状況を毎年確認し、訪問看護サービスの空白地域ゼロに向けた働きかけを行った。</li> </ul>
<p>第4期に向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療・介護連携を推進する上で、地域の課題や広域的な対応が必要な事項などについて、十分に把握しきれていない。</li> <li>・システム構築においては、日常生活圏域を基本として、市町などの基礎自治体を基盤として進める必要がある。</li> <li>・県で養成したACP普及推進員を活用しACPを普及推進する必要がある。</li> <li>・24時間訪問看護や看取り、精神障害者や小児など多様な利用者に対応できる体制の整備が求められる。</li> <li>・在宅患者等へ訪問指導に対応できる薬局の普及のため、薬剤師の質と量を増加する必要がある。</li> <li>・在宅療養支援歯科診療所数は伸び悩んでおり、引き続き取組を継続する必要がある。</li> <li>・訪問看護ステーションは都市部に多く、中山間地域に少ない傾向があり、地域偏在がみられる。</li> <li>・施設数は増加傾向にあるが、休廃止するステーション数も増えているため、経営を安定化させる必要がある。</li> </ul>
<p>第4期に向けた改善点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題や広域的な対応が必要な事項など課題の把握を行う。</li> <li>・引き続き、県薬剤師会と連携して、在宅医療に参画し、多職種連携ができる薬剤師を確保・育成するための研修を継続し、薬剤師による在宅医療の量と質の向上を図る。</li> <li>・ACPの普及について、ACP普及推進員の活用ほか、県民に対し理解が進むような仕組みの検討を行う。</li> <li>・歯科訪問診療に対応できる歯科医師・歯科衛生士の養成、歯科医療機関の整備</li> <li>・在宅歯科医療連携室を活用した医療介護連携の推進</li> <li>・引き続き、県内すべての日常生活圏域でのサービスの提供を確認するとともに、在宅医療の需要も増えてくることから、「訪問看護ステーションの機能強化」を検討していく。</li> </ul>

【認知症施策の推進】

<p>第3期の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県では、関係機関と協力し、認知症サポート医の養成や、医療従事者を対象とした認知症対応力向上研修等を実施するとともに、オレンジドクターを身近な相談窓口としてホームページ等で情報提供している。</li> <li>・認知症の人及びその家族の在宅生活を支援していく循環型の仕組みの構築に取組み、市町においては、全市町に認知症初期支援チームを設置し、また、各市町の地域包括支援センター等に、認知症地域支援推進員を配置し、医療機関や介護サービス施設等と連携している。</li> <li>・認知症地域連携パス「ひろしまオレンジパスポート」を活用し、認知症に関する地域の医療・介護連携を促進するためのツールとして運用している。</li> </ul>
<p>第4期に向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科医師や薬剤師においても、認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医等との連携が進むよう、認知症対応力向上研修に取り組み、専門医療機関、介護サービス施設・事業所等の緊密な関係の構築と、連携体制の充実を図る必要がある。</li> <li>・認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の質の評価や向上に向け、その活動をより充実させていくための支援が必要</li> <li>・医療・介護連携を促進するため、引き続き、オレンジパスポートの運用を行うとともに、更なる運用の拡大に向けて、パスポートの内容の見直し等の検討が必要</li> </ul>
<p>第4期に向けた改善点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、認知症サポート医の養成や、医療従事者を対象とした認知症対応力向上研修の開催等、地域における医療支援体制の充実を図る。</li> <li>・認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームの活動を充実させるためチーム員の研修等を実施する</li> <li>・オレンジパスポートの活用等により、専門医療機関と医療・介護関係者が認知症の患者情報を共有し、適切な医療・介護サービスが確実に提供できる仕組みづくりに取り組む。</li> </ul>

## 2. 保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する評価

第3期の取組	医療費分析や保険者協議会の場を活用した取組に係る情報共有、保険者協議会を通じて保険者に対して後発医薬品使用促進に向けた取組みの協力要請などを行った。
第4期に向けた改善点	引き続き、保険者等その他の関係者と連携した取組を行う。

## 3. その他の事項に関する評価